

ハイツ・野いちご居宅介護支援事業所 運 営 規 程

社会福祉法人 浜中福社会

ハイツ・野いちご居宅介護支援事業所 運営規程

平成 17 年 9 月 3 日制定 平成 30 年 9 月 21 日改正
平成 17 年 5 月 27 日改正 令和 4 年 3 月 18 日改正
平成 18 年 3 月 28 日改正 令和 5 年 9 月 22 日改正
平成 19 年 3 月 20 日改正
平成 21 年 3 月 24 日改正
平成 24 年 3 月 29 日改正
平成 25 年 2 月 28 日改正
平成 25 年 4 月 1 日改正
平成 26 年 3 月 1 日改正
平成 29 年 10 月 25 日改正

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人浜中福祉会が開設するハイツ・野いちご居宅介護支援事業所(以下「事業所」という。)が行う居宅介護支援の事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員が、要介護状態又は要支援状態(以下「要介護状態等」という。)にある高齢者に対し、適正な居宅介護支援を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の介護支援専門員は、要介護状態等になった利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した生活を営むことが出来るよう配慮し、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じ、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービス(以下「居宅サービス等」という。)が多様な事業者から総合的かつ効果的に提供されるよう支援を行う。

2 事業の実施にあたっては、関係市町村、地域包括支援センター、居宅サービス事業者、他の居宅介護支援事業者及び介護保険施設等との綿密な連携を図るとともに、利用者の意志及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される居宅サービス等が特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏ることのないよう、公正中立な業務に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 ハイツ・野いちご居宅介護支援事業所
- (2) 所在地 北海道厚岸郡浜中町茶内緑91番地

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

ただし、必要によって臨時職員を置くことができる。

(1) 管理者 1名(常勤・兼務)

管理者は、事業所の従業員の管理、居宅介護支援の利用者の申込に係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うとともに、従業者に事業所運営に必要な指揮命令を行う。

(2) 介護支援専門員 1名以上(常勤・専従)

介護支援専門員は、介護サービス計画の作成及び指定居宅サービス事業者等との連絡調整など、介護支援サービスの提供及び市町村からの受託に基づく要介護認定調査業務に当たる。

(3) 事務職員 1名(常勤・兼務)

居宅介護支援事業所に必要な事務を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日 月曜日から金曜日とする。ただし、祝祭日及び12月29日から1月3日までを除く。

(2) 営業時間 午前8時20分から午後5時10分までとする。

(居宅介護支援の具体的取り扱い方針)

第6条 居宅介護支援の具体的な取り扱い方針を次のとおりとする。

(1) 介護支援専門員は、居宅サービス計画を新規に作成した場合や要介護更新認定、要介護状態区分の変更認定を受けた場合については、原則としてサービス担当者会議を必ず開催すること。ただし、サービス担当者会議を開催しないことについて、やむを得ない理由がある場合については、担当者に対する紹介等によることで差し支えない。

(2) 各サービス担当者が利用者の状況を把握し、介護支援専門員等と当該情報を共有することを、サービス担当者会議の目的として明確化すること。

(3) 介護支援専門員は、特段の事情ない限り、少なくとも1月に1回、モニタリングの結果を記録しなければならない。

(4) 介護支援専門員は、居宅サービス計画に福祉用具貸与を位置づける場合にあつては、当該計画に福祉用具貸与が必要な理由を記載するとともに、必要に応じてサービス担当者会議を開催し、その継続の必要性について検証をしたうえで、継続が必要な場合にはその理由を居宅サービス計画に記載しなければならない。

(5) 介護支援専門員は、居宅サービス計画に福祉用具販売を位置づける場合にあつては、当該計画に福祉用具販売が必要な理由を記載しなければならない。

(6) 介護支援専門員は、要介護認定を受けている利用者が要支援認定を受けた場合には、地域包括支援センターに当該利用者に係る必要な情報を提供する等の連携を図るものとする。

(居宅介護支援の提供方法及び内容)

第7条 指定居宅介護支援の提供方法及び内容は次のとおりとする。

(1) 相談体制

事業所内に相談コーナーを設け、利用者からの相談に適切に対応する。

(2) 課題分析票の種類

利用者に対する介護サービス計画原案作成のために使用する課題分析方式については、「日本訪問看護振興財団方式」等とする。

(3) 介護サービス計画の作成

(4) サービス担当者会議

介護サービス計画原案に対し、専門的見地から意見を求めるため、当該計画原案に位置づけた居宅サービス等の担当者を召集して行うサービス担当者会議を開催する。

(5) 居宅訪問

居宅サービス計画作成に当たり、利用者の置かれている環境の評価や現に抱えている問題を把握するため、居宅訪問による面接調査を行う。また、当該計画作成後においても、居宅サービス計画の実施状況等を把握し、サービス計画の変更など、利用者等が求めるサービスが適切に提供されるよう居宅訪問等の方法による支援を行う。

(6) その他、利用者の自立した日常生活の支援を効果的に行うために必要と認められるサービスの提供を行う。

(利用料及びその他の費用等)

第8条 通常の場合、居宅介護支援に関するサービス利用料金は、介護保険から給付されますので、契約者の利用料金負担はない。ただし、契約者の介護保険料の滞納等により、保険給付が制限されている場合は、介護報酬告示上の額を徴収することとし、利用者にサービス提供証明書を交付することとする。

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は、厚岸郡浜中町の区域とする。

(その他運営についての留意事項)

第10条 居宅介護支援事業者は、介護支援専門員の資質の向上を図るための研修の機会を設けるものとし、また業務体制を整備する。

2 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

4 サービス担当者会議において、利用者並びに利用者の家族に関する情報を用いる際には、あらかじめ文書により利用者並びに利用者の家族の同意を得るものとする。

5 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は社会福祉法人浜中福祉会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、公布の日より施行する。

附 則

この規程は、平成18年4月1日より施行する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日より施行する。

附 則

この規程は、平成21年4月1日より施行する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日より施行する。

附 則

この規程は、平成25年3月1日より施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日より施行する。

附 則

この規程は、平成26年3月1日より施行する。

附 則

この規程は、平成29年12月1日より施行する。

附 則

この訓令は、令和4年4月1日より施行する。

附 則

この訓令は、公布の日より施行する。